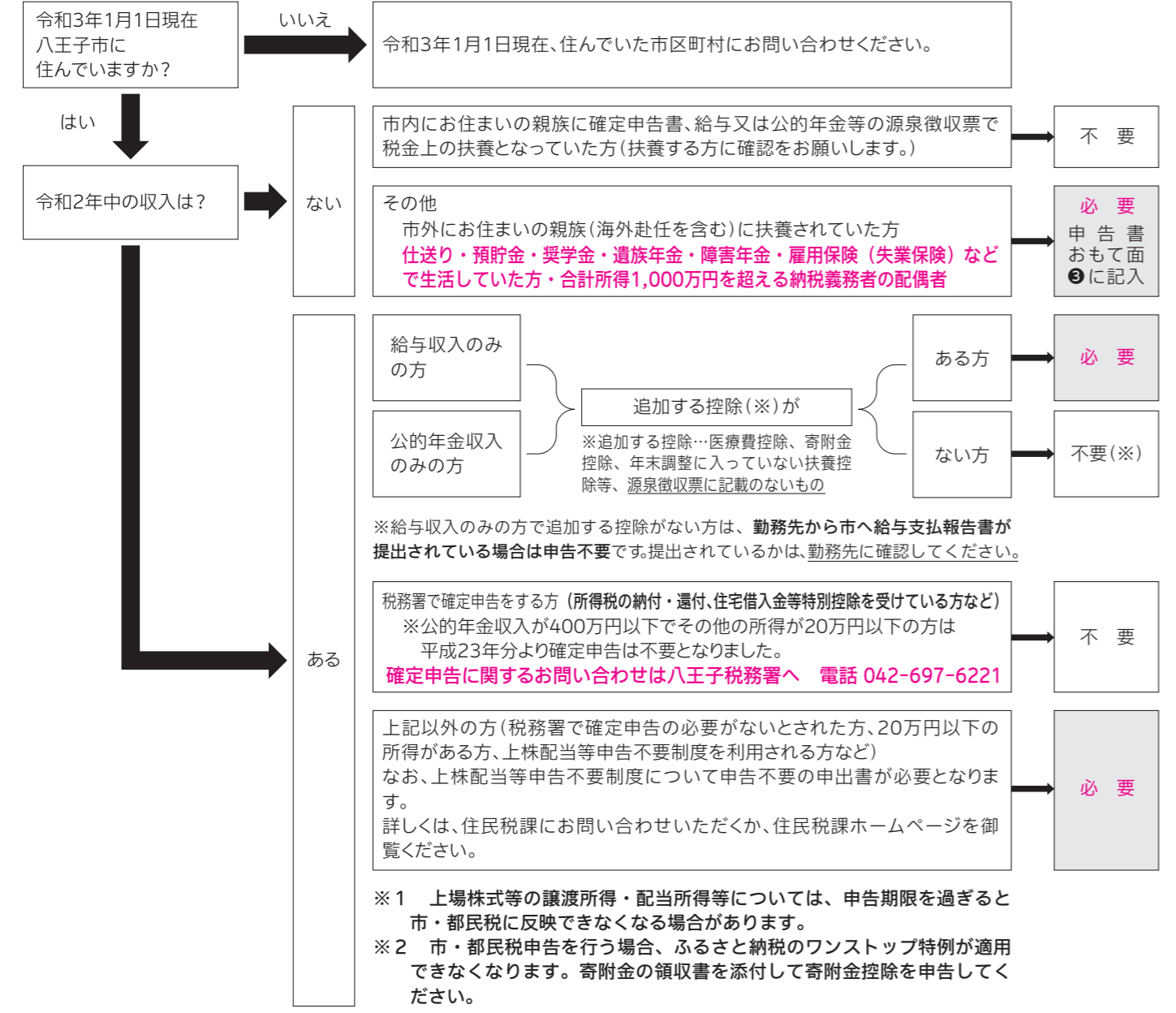

☎ 八王子市 令和3年度(令和2年分)市民税・都民税 申告の手引き

提出された申告書は、あなたの市民税・都民税を算出する資料となるほか、課税(非課税)証明書の交付、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の審査などの資料となります。下の図を参考にして、**申告期限(3月15日)**までにご申告ください。

また、下記アドレスより申告書の作成ができます。ただし電子での申告はできません。印刷して郵送での申告をお願いします。(FAX不可)

住民税試算システム：https://cloud-service.sunnet.co.jp/jcloud_hachioji/

市民税・都民税の申告が必要な方の目安(一般的な例です。該当しない場合もあります。)



送付先 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
お問合せ 八王子市税務部住民税課
 電話 042-620-7219(直通) FAX 042-620-7493
 ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

○市民税・都民税申告書の書き方は、下面およびうら面にあります。(この申告書の手引きは、令和2年12月末日現在の地方税法に基づいて作成しています。)

申告の方法
 ※申告会場は大変混雑します。三密を避けるためにも、郵送での申告をお願いします。

- ・郵送で申告をされる際は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。(同封している封筒に切手を貼ってご利用ください。書留等の送付も可。)
- ・郵送される方で申告受付書や申告書の写し等の返送が必要な方は、その旨を申告書の「③その他(収入・所得のなかった方)」の「へ.その他」欄に記入し、返送先の住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

市民税・都民税申告書の提出に必要なもの
 御提出の前に必ず御確認ください。

いずれもコピーの提出で構いません。郵送で申告される場合は、封筒に同封してください。

- 本人が申告する場合…下記の本人確認書類(個人番号確認書類及び身元確認書類各1点)
- 代理で申告する場合…委任状等による代理権の確認書類、代理人の身元確認書類

本人確認書類等

個人番号確認	個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等
身元確認	個人番号カード(表面)、運転免許証等、障害者手帳、旅券、写真付き身分証明書…1点提示
	公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票、住民票(写)等…1点提示(代理人は2点提示)

- 給与・年金収入のある方 — 令和2年分源泉徴収票等
 ※年金の改定通知書や振込通知書は使えません。

【各種控除に該当する場合】

- 障害者控除 — 障害者手帳・愛の手帳・証明書
- 医療費控除 — 令和2年中に支払った医療費の明細書
- 生命保険料控除 — 生命保険料控除証明書(生命保険会社等が発行したもの)
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
- 地震・旧長期損害保険料控除 — 地震・旧長期損害保険料控除証明書
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
- 勤労学生控除 — 学生証
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
- 社会保険料控除 — 国民年金保険料控除証明書等
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)

証明書類が必要な所得控除で証明書類が添付されていない場合は、その所得控除の適用が受けられません。 今回の申告に間に合わない場合、再発行等により書類がそろいましたら、その所得控除の追加の申告をしてください。

扶養親族がいる方は、その扶養親族の氏名等を必ず記入してください。(別居の場合は、必ず住所も記入してください)

税務署に確定申告をする方 詳しくは、八王子税務署(明神町4丁目21番3号)へお尋ねください。(TEL042-697-6221)

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成・提出会場は下記のとおりです。
 ・相談が必要な場合→確定申告書作成会場は、「八王子税務署」に2月1日から3月15日まで(2月21日(日)、2月28日(日)以外の土、日、祝日を除く。)開設されます。また、確定申告書作成会場以外に、税理士による無料申告相談を実施していますのでご利用ください。(別紙、令和3年度八王子市「市民税・都民税申告受付」日程表をご覧ください。)

※ 期限後に確定申告すると通常の納税通知書の発送に間に合いませんので、必ず申告期限(3月15日)をお守りください。

申告書の書き方 (おもて)

1 から順番に該当する項目に記入してください。(ただし所得がなかった方は**1**を記入し、**3**にお進みください。)

1 申告する方の現住所・生年月日・氏名・世帯主氏名・主との続柄・職業・個人番号・電話番号を記入し、印鑑を押してください。転出した方は現在の住所を記入してください。

2 所得金額の記入
①営業等 ②農業 ③不動産
 (うら面⑥の収支の内訳も記入してください。)

収入金額合計(A) - 必要経費等(B) = 所得金額(A-B)

収入金額合計(A)……令和2年中に収入することが確定した金額です。これには未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入やリポートなども含まれます。

必要経費等(B)……令和2年中に収入を得るために直接要した費用です。これには販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがあります。(生活費、所得税、市民税・都民税などは入りません。)

※なお、減価償却費がある方は、減価償却費の計算欄に明細を記入してください。

④利子 収入金額合計 = 利子所得金額

⑤配当 収入金額合計 - 株式などの元本の取得に要した負債の利子 = 配当所得の金額

⑥給与 右の給与所得の源泉徴収票の**a**の数値を給与・賃金欄に、**b**の数値を給与所得に記入してください。

⑦雑(年金)

公的年金の源泉徴収票を確認の上、右の見本の**C**支払金額を申告書の**C**のところに入力してください。

※この公的年金の源泉徴収票は見本です。改定される場合があります。

◎公的年金支払金額記入例◎

年金の源泉徴収票が2枚以上ある方は、下記の通りそれぞれ括弧内に記入してください。

⑦ 雑	年金収入の内訳 (950,050 円) (500,123 円) (180,000 円)
遺族年金や障害年金などは非課税所得になるためこの欄ではなく一番下の ③その他 の欄に記入してください。	年金収入合計 1,630,173円
	雑所得計 (年金所得+その他の雑所得)
	日本年金機構 950,050円
	〇〇企業年金 500,123円
	△△企業年金 180,000円

※1 改定通知書や振込通知書は申告の資料として使うことはできません。
 ※2 本人の公的年金のみ記入してください。

◎公的年金以外(個人年金を含む)の雑所得がある方については、下の式で所得を計算し、収入金額、経費、所得をその他の雑所得欄に記入してください。

収入金額合計 - 必要経費等 = 所得金額

控除及び申告書裏面の記載については、手引きの裏面を御覧ください。

八王子市長 殿 令和3年度 市民税・都民税申告書(令和2年分) おもて

現住所 八王子市元本郷町3-24-1 生年月日 明・大(昭)平・令 22年2月2日

フリガナ **1** ハチオウジ タロウ 職業 会社員

氏名 **1** 八王子 太郎 印 世帯主 八王子太郎 関係人 本人

個人番号(マイナンバー) 1:2:3:4:5:6:7:8:9:10:1 042 - 626 - 3111 電話(日中連絡先) 042 - 626 - 3111

資料番号 整理番号 氏名

所得金額

区分	種目	収入金額合計(円)	必要経費等(円)	所得金額(円)
① 営業	〇〇商店	1,200,000	400,000	800,000
② 農業				
③ 不動産				
④ 利				
⑤ 配				
⑥ 給与	給与・賃金	a 2,399,988		b 1,597,200
⑦ 雑	年金収入の内訳	2,197,724		1,097,724
	雑所得	5,000,000		1,500,000
	所得合計			3,554,924

所得控除(所得から差し引かれる金額)

区分	種目	控除金額(円)	所得控除後の金額(円)
① 雑損			
② 医療費	232,450	96,000	136,450
③ 社会保険料			
④ 生命保険料			
⑤ 地震保険料			
⑥ 雑所得			
⑦ 所得控除			

③その他(収入・所得のなかった方) 以下のうち該当するものに○を記入してください。

④主たる給与所得以外の市民税・都民税の納付方法

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

八王子市元本郷町3-24-1 八王子 太郎

給与・賞与 2,399,988 1,597,200

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

八王子市元本郷町3-24-1 八王子 太郎

支払金額 2,197,724

社会保険料の金額 58,800

<参考> 令和3年度給与および年金所得速算表

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等所得金額			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額により計算が異なります			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
65歳以上 (昭和31年1月1日以降生まれ)	330万円以下	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円	
	330万円超410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円	収入金額×0.75 - 175,000円	収入金額×0.75 - 75,000円	
	410万円超770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000円	収入金額×0.85 - 585,000円	収入金額×0.85 - 485,000円	
	770万円超1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円	
65歳未満 (昭和31年1月2日以降生まれ)	130万円以下	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円	
	130万円超410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円	収入金額×0.75 - 175,000円	収入金額×0.75 - 75,000円	
	410万円超770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000円	収入金額×0.85 - 585,000円	収入金額×0.85 - 485,000円	
	770万円超1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円	
1,000万円超		収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	

4

所得控除(所得から差し引かれる金額)

- 証明書・領収書が必要な控除で、それらが添付・提示されていない場合は、その控除の適用を受けられませんので御注意ください。ただし⑬から⑳までと㉑の控除は、給与所得者で年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの場合は、証明書の添付・提示は必要ありません。**
- 所得税と市民税・都民税とでは、所得控除額が一部を除き、異なります。**

- ⑪ 雑損控除を受けようとする方は、記入方法を住民税課にお問い合わせください。
※控除の金額によっては、確定申告をしていただくと有利になる場合があります。
- ⑫ 医療費控除を受けようとする方は、「医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書」を申告書裏面にホチキス止めして、御提出ください。
- ⑬ ⑰ 社会保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った方は、令和2年中の支払額を該当する欄に記入してください。ただし、国民年金及び国民年金基金の掛金に係る保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った場合は、控除証明書または領収書を申告書にホチキス止めしてください。
- ⑭ ⑮ ⑯ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)を支払った方は、保険会社などから発行される証明書を申告書にホチキス止めしてください。*給与所得者で年末調整が済んでいる方は、源泉徴収票の添付があれば、生命保険料などの支払額証明書は不要です。申告書には、控除証明書の「申告額」に記載されている金額を記入してください。また複数の保険会社の契約がある場合には、それぞれの金額を記入してください。

5

人的控除

- 源泉徴収票に記載がある場合でも、扶養親族がいる場合には必ず申告書に記入してください。**

- ・**配偶者を扶養している方**は、⑮配偶者(特別)控除の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)・配偶者の収入及び所得を記入してください。
- ・**扶養親族(配偶者を除く)がいる方**は、⑲扶養親族の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。
- ・**所得金額調整控除を申告される方**は、㉑所得金額調整控除欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。所得金額調整控除については、同封のチラシまたはホームページを御覧ください。

※1 いずれの場合も同居・別居の欄のいずれかに○をしてください。別居の親族を扶養している場合は、別居の方の住所(令和3年1月1日現在の住民登録地)を記入してください。障害がある方を扶養している場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害等級がわかる部分)をホチキス止めしてください。

※2 海外に居住されている親族の方を扶養親族として申告する場合には、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要になります。日本語以外の言語で記載されている場合は、必ず日本語訳をつけてください。

申告する方が、前年12月31日時点で寡婦・ひとり親または障害者など本人欄に該当する項目がある場合は、その項目を○で囲んでください。

- ・寡婦・ひとり親の場合には、離婚(死亡)年月も記入してください。未婚のひとり親の方の場合は不要です。
- ※寡婦・ひとり親は、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。
- ・障害者である場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害の等級がわかる部分)をホチキス止めしてください。
- ・学生の場合には、学校名・学年を記入し、学生証のコピーをホチキス止めしてください。

申告書裏面の記載については、下の7・8ページを御覧ください。

納税方法の選択
主たる給与以外の市民税・都民税について、給与から差し引いての支払いを希望する場合には「1」を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する場合は「2」を○で囲んでください。
(65歳未満の方で、年金所得に係る税額を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する方は「2」を○で囲んでください。)

3 所得のなかった方の記載 所得がなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の交付(公営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、各種医療証の交付などの基礎資料になりますので、市民税・都民税の申告をしてください。

※イ～トの該当箇所○をつけ、必要事項を記入してください。
イ～ホ欄…親族・知人に扶養(援助)されていた方、遺族年金・障害年金・公的扶助(生活扶助等)などを受給されていた方、預貯金(借り入れ)で生活されていた方は該当箇所○印をつけてください。
へ欄………その他(上記以外の理由の方は、どのように生活していたかを記入してください。)
ト欄………申告者の出国先の国名・期間を記入してください。

申告書の書き方 (うら)

6 営業等、農業、不動産所得の収支内訳記入

所得の種類に応じて、該当する欄に収入と経費等の内訳を記入してください。なお、必要経費で減価償却費がある方は、減価償却費の計算欄にも明細を記入してください。

◎必要経費の具体例◎

給料・賃金	給料・賃金・退職金・食費や衣服などの現物支給
地代・家賃	店舗・工場・倉庫等の地代や家賃など
水道光熱費	水道料・電気料・ガス代や灯油などの購入費
旅費交通費	電車賃・バス代・タクシー代・宿泊代など

7 寄附金税額控除

令和2年中に次のような団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。

この控除の申告には、必ず寄附金の領収書等を添付してください。

◇道府県・市町村・特別区 (ふるさと納税)
◇東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部 (政令で定めるもの)
◇東京都条例、八王子市条例で指定された団体
◇東日本大震災等にかかる義援金や法令等で定めるもの

10 八王子市内に事業所等・家屋敷を有する方で、市外に住所を有する方

以下のイ、ロに該当される方は、申告書うら面の⑩に記入してください。

イ. 事務所 (事業所) のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に事務所・事業所・お店等がある方。
ロ. 家屋敷のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に家屋敷 (借家・マンション・社宅等を含む) がある方、家族が八王子市内に住んでいる方。

市民税・都民税が非課税になる方

下記のイからハまでにあてはまる方の市民税・都民税は非課税です。

- イ. 令和3年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ロ. 令和3年1月1日現在、未成年者又は障害者・寡婦・ひとり親控除に該当する方で、令和2年中の合計所得金額が135万円以下の方。
- ハ. 令和2年中の合計所得金額が、右表の金額以下の方。
(扶養人数=同一生計配偶者〔控除対象配偶者〕+控除対象扶養親族+16歳未満扶養親族)

*扶養人数が7人以上の場合は、以下の式により計算してください。
35万円×(本人+同一生計配偶者〔控除対象配偶者〕+扶養親族の数)+31万円

扶養人数	合計所得金額
0	45万円
1	101万円
2	136万円
3	171万円
4	206万円
5	241万円
6	276万円

8 事業専従者

事業主である申告者 (青色申告者を除く) と生計を一にする配偶者や前年12月31日時点で15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます。(ただし、控除対象配偶者等及び扶養親族は除きます。) 事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。なお、事業専従者のいる方は⑧事業専従者欄に記入してください。

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、市民税・都民税申告書のうら面⑨欄に、明細書等に記載のある地方税 (住民税) の源泉徴収金額の合計金額を記入してください。

※1 申告の際は、年間取引報告書等の添付または提示が必要です。

※2 分離課税所得のある方は、別途、分離課税等用の申告書をあわせて提出してください。分離課税等用の申告書については、ホームページからダウンロードしていただくか、住民税課にお問い合わせください。

うら 令和2年 1 月 1 日 ~ 令和2年 12 月 31 日

営業等所得	収入金額		必要経費	金額(円)	
	項目	金額(円)		項目	金額(円)
売上原価	売上(収入)金額	1,200,000	必要経費	給料・賃金	
	雑収入			地代・家賃	
	収入計④	1,200,000		水道光熱費	
	期首棚卸高①			旅費・交通費	100,000
	仕入金額②			通信費	120,000
	小計(①+②)③			損害保険料	
期末棚卸高④		修繕費			
差引原価(③-④)⑤		消耗	180,000	所得金額④-⑤	800,000

農業所得	収入金額		必要経費	金額(円)	
	項目	金額(円)		項目	金額(円)
収入金額	収入金額①		必要経費	雇人費	
	家事等消費金額②			小作料・賃借料	
	雑収入③			貸倒金	
	小計(①+②+③)④			減価償却費	
	農産物の期首⑤			専従者控除(給与)	
	棚卸高期末⑥			必要経費計⑥	
収入計(④-⑤+⑥)⑦		費		所得金額④-⑥	

営業等、農業、不動産所得がある場合の収支内訳欄

不動産所得	収入金額		必要経費	金額(円)	
	項目	金額(円)		項目	金額(円)
収入金額	賃貸料(地代)		必要経費	給料・賃金	
	賃貸料(家賃)			地代・家賃	
	礼金・権利金			借入金利子	
	更新料			租税公課	
	収入計④			損害保険料	
				修繕費	
				所得金額④-⑥	

減価償却費の計算	減価償却資産の名称等	面積又は数量	取得年月	取得価額	償却基礎金額④	償却方法	耐用年数	償却率⑧	償却期間⑩	事業専用割合⑪	令和2年分の必要経費
				年 月	円	円	定額法・旧定額法	年	%	12 月	%

⑤給与収入内訳

事業所別	期間	事業所(雇用主)名	電話番号	金額	月別			
					1	2	3	賞与等
事業所別	月~月			円	1	2	3	賞与等
	月~月			円	4	5	6	
	月~月			円	7	8	9	合計

⑥総合譲渡・一時所得の所得金額

	収入金額④	必要経費⑥	差引金額④-⑥	特別控除額⑦	所得金額④-⑥-⑦	所得金額合計
総合譲渡	円	円	円	円	円	円
長期	円	円	円	円	円	円
一時	円	円	円	円	円	円

⑦寄附金税額控除

おもて面の所定の欄に、領収書等を添付してください。

寄附先	寄附金額
	円
	円
	円

⑧事業専従者

氏名	続柄	氏名	続柄
個人番号		個人番号	
住所		住所	
生年月日	従事月数	生年月日	従事月数
専従者控除(給与)額		専従者控除(給与)額	

⑨配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

おもて面の所定の欄に、年間取引報告書等を添付してください。分離課税所得がある場合、分離課税等用の申告書をあわせて提出してください。

配当割額控除	株式等譲渡所得割額控除
円	円

⑩事業税

非課税所得など	不動産所得(損益通算特例前)	事業用資産の譲渡損失など	前年中(開・廃)業日
円	円	円	年 月 日

⑩八王子市内に事務所等や家屋敷を有する個人で八王子市に住所を有しない方は、均等割の課税の対象となる場合があります。均等割額=3,500(市民税)+1,500(都民税)=5,000(円)

事務所又は事業所を有する方	事務所等所在地	名称
	八王子市	
家屋敷を有する方	家屋敷所在地	勤務先名称
	八王子市	

UD FONT 八王子市税務部住民税課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電話 042-620-7219 (直通)